

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年12月15日

【会社名】 日本山村硝子株式会社

【英訳名】 Nihon Yamamura Glass Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 山村 幸治

【本店の所在の場所】 兵庫県尼崎市西向島町15番1

【電話番号】 (06)4300-6000(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 金原 正晃

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿6丁目14番1号 新宿グリーンタワービル20階  
(東京本社)

【電話番号】 (03)3349-7200(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 三室 達矢

【縦覧に供する場所】 日本山村硝子株式会社 東京本社  
(東京都新宿区西新宿6丁目14番1号 新宿グリーンタワービル20階)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日  
2023年12月11日

(2) 当該事象の内容

当社の持分法適用関連会社であったアルガラス山村の持分譲渡代金の一部である11百万USD（約16億円 1USD = 145円で換算）を、当社100%連結子会社である山村インターナショナル・カリフォルニアから当社が受領することとなりました。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象により、2024年3月期の単体決算において約16億円の影響がある見込みですが、会計処理については検討中です。

なお、連結決算においては消去されるため、連結損益への影響はありません。

以 上